

配偶者暴力に関する保護命令の申立てについてのQ&A

～保護命令の申立てを希望される方へ～

鹿児島地方裁判所民事訟廷事務室（3階）

099-222-7121

Q1 保護命令とは何ですか。

夫（妻）から身体への暴力を防ぐため、裁判所が夫（妻）に対し、妻（夫）に近寄らないように命じる決定です。次の3種類があります。

- ・ **接近禁止命令**

6か月間、夫（妻）が妻（夫）の身边につきまったり、妻（夫）の住居や勤務先の付近をうろつくことを禁止する命令です。

- ・ **子への接近禁止命令**

6か月間、夫（妻）が妻（夫）と同居する子の身边につきまったり、学校等その通常いる場所の付近をうろつくことを禁止する命令です。

子への接近禁止命令は、夫（妻）が子連れ去る等、妻（夫）が夫（妻）と会わざるを得なくなると更に暴力を振るわれるおそれがある場合、妻（夫）を保護するために出される命令ですから、単独で求めることはできず、妻（夫）に対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合のみ発令されます。

- ・ **退去命令**

2か月間、夫（妻）に対して家から出ていくことと、家の付近をうろつくことを禁止する命令です。

Q2 保護命令に違反するとどうなりますか。

違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

Q3 誰が申し立てできますか。

夫（妻）から身体に対する暴力を受けた被害者本人です。親族等が代わりに申し立てることはできません。

また、相手方には、内縁の夫、元夫（４参照）も含まれますが、恋人は含まれません。

Q 4 どんなときに申立てができますか。

夫婦関係の継続中に身体に対する暴力を受けた妻（夫）が、今後も更に暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに申立てができます。

暴力を受けた後に夫婦関係を解消した場合は、以前に受けた暴力を理由に申し立てることができますが、関係を解消した後に受けた暴力を理由に申し立てることはできません。

Q 5 どの裁判所に申し立てるのですか。

次のいずれかの裁判所に申し立てることができます。

- ・ 夫（妻）の住所地を管轄する地方裁判所
- ・ 妻（夫）の住所地を管轄する地方裁判所
- ・ 夫（妻）からの暴力が行われた場所を管轄する地方裁判所

Q 6 申立てに当たり、事前に行っておくことがありますか。

夫（妻）からの暴力について、鹿児島県婦人相談所（０９９－２２２－１４６７）や警察署に相談に行かれましたか。

保護命令の申立書には、これらの場所の職員に対して夫（妻）からの暴力を受けたこと等につき相談された事実を申立書に記載していただく必要があります。事前に相談していない場合、公証人役場に行き、公証人の面前で陳述書の記載が事実であることを宣誓して宣誓供述書を作成し、この宣誓供述書を保護命令の申立書に添付しなければなりません。いずれかを

行っていないと、申立てをしても保護命令が発令されませんから、注意してください。

Q 7 申立てにはどのような書類などが必要でしょうか。

一般的には、次のような書類などが必要です。

- ・ 申立書 当裁判所民事訟廷事務室に書式が備えおいてありますから、ご利用ください。
- ・ 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料（証拠）
例：戸籍謄本，住民票，外国人登録済証明書，陳述書
- ・ 暴力を受けたことを証明する証拠書類
例：診断書，受傷部位の写真，陳述書
- ・ 夫（妻）から更に暴力を振るわれて生命，身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことを証明する証拠書類
例：本人や第三者の陳述書
- ・ 鹿児島県婦人相談所又は警察署へ事前に相談していない場合には，宣誓供述書
- ・ 同居中のへの接近禁止命令を求める場合で，子が15歳以上の場合は，その子の同意書（同意書の署名が子本人の者であることが確認できるもの（例：学校のテストや手紙）を一緒にお持ち下さい。）
- ・ 申立手数料として収入印紙1000円
- ・ 連絡用の郵便切手1530円（1040円分×1組，270円分×1組，80円分×2組，10円×6枚）